

白馬村保育教諭等就職・定着支援金支給要綱をここに公布する。

令和8年9月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第75号

白馬村保育教諭等就職・定着支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白馬村が設置する保育施設等に勤務する保育教諭等の確保及びその定着を図るため、新たに採用する保育教諭等に対し、予算の範囲内において白馬村保育教諭等就職・定着支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育教諭等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の規定による保育士登録を受け、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有する者をいう。

(対象施設)

第3条 支援金の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 白馬村認定こども園しろうま保育園
- (2) 白馬村子育て支援ルーム

(支給対象者)

第4条 支援金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村長が正規職員として採用した保育教諭等であること。
- (2) 前条に規定する施設に勤務する者であること。
- (3) 長野県保育士修学資金貸付等事業による保育士修学資金の貸付けを受けていない者であること。
- (4) 長野県保育士移住支援事業補助金又は白馬村保育士移住支援事業補助金の交付を受けていない者であること。
- (5) 支給日において引き続き在職している者であること。

(支援金の種類、支給要件及び額)

第5条 支援金の区分、支給要件及び額は、別表のとおりとする。

2 支援金は、別表に定める各区分につき1回限り支給する。

(勤務期間の算定)

第6条 勤務期間は、採用発令の日を起算日として算定する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に規定する育児休業の期間及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項に規定する休職期間は、勤務期間に算入しない。

(支給対象者の決定)

第7条 村長は、毎年度、第4条から前条までに規定する要件を満たす者を確認し、支給対象者を決定するものとする。

2 前項の確認は、人事記録その他村が保有する資料により行うものとする。

(支援金の支給)

第8条 村長は、前条の規定により支給対象者として決定した者に対し、支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第9条 村長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者があると認めるときは、その支給決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和9年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	支給要件	勤務期間	支給額
就職支援金	採用後6か月の勤務期間を満たし、引き続き在職していること。	6か月	200,000円
定着支援金（第1回）	採用後3年の勤務期間を満たし、引き続き在職していること。	3年	200,000円

定着支援金（第2回）	採用後5年の勤務期間を満たし、引き続き在職していること。	5年	200,000 円
------------	------------------------------	----	-----------